

嬉野市立塩田中学校部活動に係る活動方針

塩田中学校では、「よき選手である前によき中学生であれ」というスローガンのもと、部活動を学校教育の一環としてとらえ、中学校生活を有意義に過ごすための、重要な取組として位置づけています。

勝敗だけではなく。

- ・礼儀正しい態度の育成や、ルールを守ることの大切さと学ばせる。
- ・言葉遣いや行動を含めてきびきびした態度を養成する。
- ・教師と生徒、先輩と後輩のふれあいを通して、望ましい人間関係を作る。

などの効果を期待しています。

つきましては、下記の内容を理解していただき、生徒が部活動を通して規律を守り、心と体を鍛えていくようご配慮をお願いいたします。

Ⅰ 設置部活動

運 動 部			
軟式野球部	女子バレーボール部	サッカー部	陸上部
男子ソフトテニス部	女子ソフトテニス部	男子卓球部	女子卓球部
文 化 部			
美術部			

2 活動時間について

期 間	完全下校時刻	★部活動終了は完全下校 15 分前とする。 ★気象条件やその他の緊急事態の際、学校長の判断により、活動を中止する場合もある。 ★日没時間が早くなったときは、状況を見て、前倒しにして、下校時刻を早めることがある。
4 月	18 時 15 分	
5 月	18 時 30 分	
6～7 月	18 時 45 分	
夏季休業終了後 ～9 月 15 日	18 時 30 分	
9 月後半(16 日～30 日)	18 時 15 分	
10 月前半(1 日～10 日)	18 時 00 分	
10 月中旬(11 日～20 日)	17 時 45 分	
10 月後半～11 月前半 (10 月 21 日～11 月 15 日)	17 時 30 分	
11 月後半～12 月 (11 月 16 日～12 月 31 日)	17 時 15 分	
1 月前半(1 日～15 日)	17 時 30 分	
1 月後半(16 日～31 日)	17 時 45 分	
2 月	18 時 00 分	
3 月	18 時 15 分	

3 新入生の見学・体験期間及び正式入部について

見学及び体験期間	部活動紹介を行った日から4月25日（木）までを見学及び体験期間とする。
正式入部	入部願いは4月16日（火）から4月26日（金）の期間に提出する。入部願いを提出し、顧問の先生のご了解を得て、正式入部とする。

- (1) 学校生活にまず慣れることを第一にし、体力の程度を考えて、顧問の指示のもと活動を行うこと。
- (2) 入部届については、必ず保護者の承諾を得て、担任に提出する。
- (3) 4月の1年生完全下校時刻は17時30分とする。
- (4) 5月まで1年生は平日が18時まで活動、18時15分完全下校とする。
- (5) 6月以降は、2，3年生同様の取り扱いとする。

4 活動の主な決まりについて

(1) 時間について

- ①活動時間は、部活動計画（表面）の通りとする。完全下校時間には必ず門を出る。
- ②平日は17：00以降、校舎内へ立ち入らない。
- ③平日の下校の際に送迎で帰る人は、昼休みや部活動前、部活動中に連絡を済ませておく。

(2) 服装・持ち物・昼食について

- ①運動部の活動は原則体操服で行うが、各部活動での統一したTシャツ、野球の恰好は認める。下校する際も同様とする。Tシャツ等を着用する際は、体操服と同様、シャツをズボンに入れるようにする。
冬場は、防寒着として各部で統一したウインドブレーカーを着用しても良い。登下校時に使用するシューズは学校指定のものとする。
- ②貴重品は、極力持ってこないようにする。やむなく持ってきた場合は、朝のうちに顧問の先生へ預ける。
- ③不要品は持ってこない。土日の部活動や卒部式なども同じ扱いとする。
- ④土日祭日等、学校で弁当を食べる時は、顧問の指示に従う。弁当がらは持ち帰る。また、デザート類は持って来ない。
- ⑤学校へ持ってくるバッグ類は、学校で指定されたバッグとする。
シューズバッグも可。それ以外のバッグを使用する場合は顧問が指示をして使用させる。

(3) 部室、活動場所の使用について

- ①部室の使用は、活動時間内だけとする。
着替え、道具の管理以外の目的の使用にならないようにする。指定された道具のみを置く。
- ②部室での飲食は禁止。
- ③中体連後部活動が終了した3年生や部外者、卒業生などの不必要な出入りは禁止。
- ④活動場所を常にきれいにしておく。
- ⑤鍵の管理は原則として顧問が行うとするが、やむを得ず生徒が使用する際は、キャプテンが責任を持って行う。
土日の活動の為に生徒が鍵を持ち帰ることは原則しない。

(4) その他

- ①学校生活を守り、塩田中学生らしい活動を行なう。
- ②目標をしっかりと持ち、互いに声をかけあい、チームとしてふさわしい活動をする。
- ③休日に自転車で通学するときは、通常の自転車通学規定を守る。
- ④ラインカーなどの学校の道具などを使用する際は、体育科の先生へ届ける。
また、破損を見つけた場合など、顧問の先生へ確実に連絡する。
- ⑤感染症予防対策を十分とって活動する。

※1 上記のことが守れない場合は、部活動の活動停止・大会への参加停止等の処置をとる。

※2 必要に応じて部活動顧問会議を行う。

5 中体連について

- (1) 地区中体連大会とは鹿島嬉野藤津地区中学校体育連盟が主催する大会をいう。
- (2) 中体連時の送迎については、原則、学校でバスの手配を行う。

【令和2・3年度は、新型コロナウイルス感染症予防の為、保護者送迎】

鹿島嬉野藤津地区中体連総合大会	開催日：6月29日(土)30日(日) 7月6日(土)7日(予)
佐賀県中体連総合大会	開催日：7月20日(土)～23日(火)
地区駅伝大会	開催日：9月27日(金)

6 適切な休養日等の設定について

(1) 休養日

- ① 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。
平日に少なくとも1日、また、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）に少なくとも1日以上休養日を設け、週末に大会・試合・コンクール等（以下「大会等」という。）への参加等で活動した場合は、休養日を平日に振り替える。
- ② 長期休業中は、学期中に準じた扱いを行う。ただし、長期休業の趣旨を鑑み、生徒が家族・地域で過ごす時間等を含め、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度の長期休養期間を適切に設定する。
- ③ ①及び②前段にかかわらず、部活動として目標とする重要な大会（5）等の直前の時期には、当該大会等を含む4週間の期間で休養日を合計8日以上確保し、直前の時期の週当たりの休養日を1日とすることができる。
- ④ 以下を嬉野市における共通の「部活動の休養日」とする。
 - ・毎週第3水曜日・・・「定時退勤日」
 - ・毎月第3日曜日・・・佐賀県教育委員会が定める「県下一斉部活動休養日」
 - ・市教育委員会が定める「学校閉庁日」
 - ・これらに加え、学校ごとに、年末年始その他の日について、年間で1週間程度、学校全体としての休養日を設定する。

(2) 活動時間等

- ① 部活動は必ず指導者の監督指導の下で実施し、活動時間は以下のとおりとする。
 - ・平日：長くとも2時間程度
 - ・長期休業中：長くとも3時間程度（学期中の週末を含む）
- ② 活動時間、及び日没時刻を考慮し下校時刻を設定する。（下校時刻については、生徒が安全に帰宅できる時間となるよう考慮し、その際、女子の下校時刻の設定には特に配慮する。）
- ③ 教諭等の勤務負担軽減や教科指導等とのバランスという観点だけでなく、部活動により生徒が学校以外の様々な活動について参加しづらいなどの課題や、生徒のバランスの取れた健全な成長の確保の観点からも、できるだけ短時間に合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。

(3) 学校における休養日及び活動時間等の設定

- ① 校長は、部活動運営計画の策定に当たっては、学校全体としての休養日及び活動時間等を設定するとともに、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。なお、休養日及び活動時間等の設定については、学校の実態を踏まえた工夫として、部活動共通、学校全体の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。
- ② 顧問は、活動計画等の作成に当たっては、学校全体としての休養日及び活動時間等に則り、各部活動の休養日及び活動時間等を設定する。

(4) 参加する大会等の見直し

- ① 校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。特に、週末等に開催される様々な大会等に参加することが、生徒や顧問の過度な負担とならないよう、原則として大会等への参加によって週末2日とも活動することが連続週にわたることがないよう考慮する。
- ② 塩田中学校においては、県大会規模の大会等については、年4回程度の参加を目安とする。

(5) 部活動として目標とする重要な大会等とは、

- ① 中学校体育連盟が主催又は共催する大会
- ② 日本スポーツ協会加盟団体が主催又は共催する上位大会（県・九州・全国大会）につながる大会
- ③ 中学校体育連盟加盟団体が主催又は共催する大会に向けて必要と認める（シード権に関わる）大会